

汚泥再生処理施設建設に係る敷地造成工事についての質問回答

令和元年9月2日  
有田周辺広域圏事務組合

連番	仕様書頁数等	質問内容	回答
1	共通仕様書・特記仕様書 土木工事特記仕様書 18	「地籍調査完了地区において・・・」とありますが、今回工事エリアのポイント杭の記載された測量図をご提示願います。	用地測量図を提示します。
2	共通仕様書・特記仕様書 土木工事特記仕様書 22	「関西電力及びN T T線に影響を及ぼすと懸念される工事」とありますが、道路工事の範囲に電線が存在しますが、撤去となりますでしょうか。撤去後の復旧も必要でしょうか、復旧が必要な場合は、どのような復旧が必要となりますでしょうか。	本敷地造成工事においては、撤去のみを実施し、復旧は必要ありません。 復旧・移設等の設置工事は施設工事にて実施します。
3	共通仕様書・特記仕様書 土木工事特記仕様書 25	「本工事後、直ちに新設処理棟の建設を行う」と記載があり、工事エリアは土砂災害特別警戒区域に該当しますが、和歌山県とは新設処理棟建設を前提とした協議の上の造成設計となっているとの考えでよろしいでしょうか。又、全体整備計画の概略工程をご教示願います。	和歌山県との協議により、北側（山側）の法面保護構造に設計変更の可能性があります。 現時点では新施設の実施設計を令和2年度月上旬頃から着手予定です。
4	本工事内訳書P-62	準備費内に立木の処分費は計上されていますが伐採伐木の手間が計上されていません。 変更対象と考えてよろしいでしょうか？ また、立木の処分費は枝葉と根・株で単価が違うのですが枝葉と根・株それぞれの数量をご提示下さい。	伐採費は、共通仮設費に含まれています。 枝葉、根、株の数量は算出していません。設計変更協議の対象とします。